

第 8 3 号議案

品川区立障害児者総合支援施設条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 6 日

品川区長 濱 野 健

品川区立障害児者総合支援施設条例

(設置)

第 1 条 区内に住所を有する障害児および障害者の福祉の増進を図るため、地域生活の支援拠点となる品川区立障害児者総合支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害児 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 4 条第 2 項の障害児をいう。
- (2) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「支援法」という。）第 4 条第 1 項の障害者をいう。

(名称および所在地)

第 3 条 支援施設の名称および所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
品川区立障害児者総合支援施設	東京都品川区南品川三丁目 7 番 7 号

(事業)

第4条 支援施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

(1) 福祉型児童発達支援センター 次に掲げる事業

ア 障害児および障害を有する可能性がある児童に係る相談、指導および助言に関すること。

イ 児童福祉法第6条の2の2第2項の児童発達支援

ウ 児童福祉法第6条の2の2第4項の放課後等デイサービス

エ 児童福祉法第6条の2の2第6項の保育所等訪問支援

オ 障害児の日中における活動の場を確保するとともに、障害児の家族の就労を支援し、障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するための事業

(2) 障害者生活支援センター 次に掲げる事業

ア 児童福祉法第6条の2の2第7項の障害児相談支援事業

イ 支援法第5条第18項の特定相談支援事業

ウ 支援法第77条第1項第3号の事業

(3) 訪問系サービス事業所 次に掲げる事業

ア 支援法第5条第2項の居宅介護

イ 支援法第5条第3項の重度訪問介護

ウ 支援法第5条第4項の同行援護

エ 支援法第5条第5項の行動援護

(4) 日中活動・短期入所系サービスセンター 次に掲げる事業

ア 支援法第5条第7項の生活介護

イ 支援法第5条第8項の短期入所（第8条第1項ただし書において「短期入所」という。）

ウ 支援法第5条第14項の就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号の就労継続支援B型に限る。）

(5) 障害者地域活動支援センター 支援法第77条第1項第9号の事業

(6) 多目的室 第1条に規定する目的を達成するための事業

2 支援施設は、前項に規定するもののほか、区長が必要と認める事業を行う。

（利用者）

第5条 支援施設を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 前条第1項第1号イからエまでの事業 児童福祉法第21条の5の7第9項の通所受給者証の交付を受けている保護者に監護される障害児および同法第21条の6の規定による措置の決定を受けた者

(2) 前条第1項第3号および第4号の事業 支援法第22条第8項の障害福祉サービス受給者証の交付を受けている保護者に監護される障害児または障害者および身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による措置の決定を受けた者

(3) 前2号に掲げる事業以外の事業 区長が適当と認めた者

（利用手続）

第6条 第4条第1項（同項第1号ア、第2号ウおよび第6号を除く。）の事業を利用しようとする障害児の保護者または障害者は、利用しようとする事業の根拠となる法令または別に区長の定めるところにより、その利用のための手続を行わなければならない。

（利用料）

第7条 第4条第1項（同項第1号アおよびオ、第2号ウ、第5号ならびに第6号を除く。）の事業を利用した障害児の保護者または障害者は、利用した事業の根拠となる法令の定めるところにより算定した費用の額の利用料を納付しなければならない。

2 第4条第1項第1号オの事業を利用した障害児の保護者は、児童福祉法第21条の5の3第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内で別に区長が定める利用料を納付しなければならない。

3 前2項の規定によるもののほか、第4条第1項第1号イからオまで、同項第4号および同項第5号の事業を利用した障害児の保護者または障害者は、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。

（休業日等）

第8条 支援施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、短期入所は、次に掲げる日においても行うものとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 支援施設の利用時間は、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

4 第1項および第2項の規定にかかわらず、指定管理者（第16条第1項に規定する指定管理者をいう。）は、必要があると認めるときは、区長の承認を得て、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

（目的外使用）

第9条 区長は、支援施設の運営に支障がないと認めるときは、別表に掲げる施設（以下「目的外使用施設」という。）および設備（以下「目的外使用施設等」という。）について、第1条に規定する目的以外の使用（以下「目的外使用施設等の使用」という。）をさせることができる。

2 前項の規定により、目的外使用施設等の使用をしようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外使用施設等の使用を承認しない。

(1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) 物品販売を目的とすると認めるとき。

(4) 管理上支障があると認めるとき。

4 区長は、目的外使用施設等の使用を承認するに際して、管理上必要な条件を付けることができる。

（使用料）

第10条 前条第2項の規定により目的外使用施設等の使用の承認を受けた者（以下「目的外使用施設等使用者」という。）は、別表に定める額の範囲内において規則で定める使用料を前納しなければならない。

2 区長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第11条 目的外使用施設等使用者は、使用の権利を譲渡し、または目的外使用施設等を転貸してはならない。

（目的外使用施設等の変更制限）

第12条 目的外使用施設等使用者は、目的外使用施設等の使用に際して、これに特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

（目的外使用施設等の使用承認の取消し等）

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外使用施設等の使用の承認を取り消し、もしくは使用を停止し、または使用の条件を変更することができる。

(1) 使用の目的または条件に違反したとき。

(2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

（原状回復の義務）

第14条 目的外使用施設等使用者は、目的外使用施設等の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、または使用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償)

第15条 支援施設の利用に際し支援施設に損害を与えた者または目的外使用施設等の使用に際し目的外使用施設等に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、これを減額し、または免除することができる。

(支援施設の管理等)

第16条 支援施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、支援施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として、利用者から收受することができる。

(指定管理者の指定の手続)

第17条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、支援施設の管理を行わせるに当たり、最も適していると認められた団体を候補者として選定するものとする。

(1) 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

(2) 支援施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

(3) 支援施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために十分な能力を有していること。

3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。

(指定管理者の行う業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条第1項第1号から第5号までの施設の維持および修繕ならびに事業の運営に関すること。

(2) 利用料金の徴収に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務

(指定管理者による個人情報の取扱い)

第19条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第16条から第19条までの規定および付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(品川区立児童学園条例の廃止)

- 2 品川区立児童学園条例（昭和54年品川区条例第41号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 支援施設の利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第9条、第10条関係）

(1) 目的外使用施設

目的外使用施設		時間	午前（9時～12時）	午後（1時～4時30分）	夜間（5時30分～9時）
		多目的室	区民	3,600円	5,300円
	区民以外	4,300円	6,400円	7,700円	

備考 「区民」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有する団体もしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とする団体をいう。

(2) 目的外使用施設の設備 1件 1回 2,000円

(説明) 障害児者総合支援施設を設置する必要がある。